

鏡石町新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした

農産物直売所等の対策費用を補助

上 限
10万円
補 助

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、農産物直売所や観光農園等を営む農業者や団体が感染拡大防止に必要な対策を講じるために、備品の購入や施設の一部改修を行う費用を補助します。

【補助対象者】

鏡石町内に住所を有する農業者または農業者で構成する組合等の経営体（法人含む）

【補助対象経費】

一般消費者が来店する町内の農産物直売所や観光農園等の施設内（自宅を除く）に新たに新型コロナウイルス感染症対策として設置する備品または店舗の改修に要する経費で令和2年11月30日までに行ったもの

※他の制度の対象となった経費は除きます。

（例）備品購入費（衝立、仕切りパネルの購入費用等）、改修費（飛沫防止シーートの設置や店舗内の改修費用等）

【給付額】

補助対象経費の2分の1以内の額（上限10万円）

（新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に直接関係ない経費は対象外）

【申請方法】

補助金交付申請書に必要事項を記入の上、鏡石町産業課に郵送または直接持参にて申請。

【添付書類】

- ①納品書、領収書またはその他支払いが確認できる書類
- ②写真（施工前後が確認できるもの）

【申請期間】

令和2年12月28日（月）まで

◎申 請 先 鏡石町産業課農政グループ 電話 62-2118
〒969-0492 鏡石町不時沼345番地